

譲渡所得申告の添付書類一覧表

事項等	添付書類等
1. 土地建物等を売買した場合 (共通事項)	<p>① 「譲渡内容についてのお尋ね」及び「譲渡所得計算明細書」</p> <p>② 売買契約書（譲渡の時及び取得の時に作成したもの）の写し、並びに取得費及び譲渡費用等の領収書の写し</p> <p>※売買契約書には、所定の印紙を必ず貼付して下さい。</p> <p>③ 「本年分の所得税の確定申告書（分離課税用）」</p> <p>以上の書類等については、以下の事項等において共通事項ですから、必ず添付して下さい。</p>
2. 土地建物等を売買して買換資産を取得した場合（同年中に取得する場合）	<p>① 買換資産の取得に関する売買契約書及び領収書の写し</p> <p>② 買換取得資産の登記簿謄本等</p> <p>③ 買換取得資産を事業の用又は居住の用に供したことを証する書類</p> <p>※賃貸借契約書・住民票</p>
3. 土地建物等を売買して買換資産を取得した場合（翌年中に取得する場合）	<p>① 「買換え承認申請書」</p>
4. 買換資産を取得した場合 (買換承認)	<p>① 買換資産の取得に関する売買契約書及び領収書の写し</p> <p>② 買換取得資産の登記簿謄本等</p> <p>③ 買換取得資産を事業の用又は居住の用に供したことを証する書類</p> <p>※賃貸借契約書・住民票</p>
5. 土地建物を交換した場合 (交換取引)	<p>① 交換に関する契約書及び領収書等の写し</p> <p>② 交換譲渡資産及び交換取得資産の交換価額の算定根拠を示す書類</p> <p>※各種評価証明書・不動産鑑定書等</p> <p>③ 交換譲渡資産及び交換取得資産の登記簿謄本等</p> <p>④ 交換取得資産を交換譲渡資産と同様の用途に供したことを示す書類</p> <p>※賃貸借契約書・住民票等</p>
6. 土地建物等を収用等された場合（代替資産を取得した場合）	<p>① 収用等の証明書</p> <p>② 代替資産を取得した旨を証する書類（登記簿謄本等）</p>
7. 土地建物等を収用等された場合（特別控除を受ける場合）	<p>① 公共事業用資産の買取り等の申出証明書</p> <p>② 公共事業用資産の買取り等の証明書</p> <p>③ 収用等の証明書</p>
8. 居住用財産の譲渡の3,000万円の特別控除を受ける場合	<p>① 譲渡した土地建物等の登記簿謄本等</p> <p>② 譲渡した居住用家屋の所在地を管轄する市区町村長から交付を受けた譲渡者の住民票の写し（譲渡した日から2ヶ月を経過した日後に交付を受けた住民票の写しに限る。）</p>
9. 居住用財産の譲渡の軽減税率の適用を受ける場合	<p>① 譲渡した土地建物等の登記簿謄本等</p> <p>② 譲渡した居住用家屋の所在地を管轄する市区町村長から交付を受けた譲渡者の住民票の写し（譲渡した日から2ヶ月を経過した日後に交付を受けた住民票の写しに限る）</p>

10. 特定の居住用財産の買換え等の場合	<p>① 謙渡資産に係る書類で次に掲げるもの イ.謙渡した土地建物等の登記簿謄本等 ロ.謙渡した居住用家屋の所在地を管轄する市区町村長から交付を受けた謙渡者の住民票の写し（謙渡した日から2ヶ月を経過した日後に交付を受けた住民票の写しに限る。）</p> <p>② 買換資産に係る書類で次に掲げるもの イ.取得した土地建物等の登記簿謄本等 ロ.買換資産の所在地を管轄する市区町村長から交付を受けた者の住民票の写し（その者が、確定申告書を提出する日までに居住の用に供していない場合には、その旨及びその居住の用に供する予定年月日その他の事項を記載した書類） ハ.買換土地等の取得に係る対価の額が適正な対価の額であることの証明書</p>
11. 相続等により取得した居住用財産の買換等の場合	<p>① 謙渡した土地建物等の登記簿謄本等 ② 上掲8欄の②の住民票の写し又は戸籍の附票の写し等 ③ 被相続人又は遺贈者の住民票の写し等 ④ 取得した土地建物等の登記簿謄本等 ⑤ 取得した土地建物等の所在地を管轄する市区町村長から交付を受けた取得者の住民票の写し</p>
12. ゴルフ会員権を謙渡した場合	<p>① 「ゴルフ会員権の謙渡内容についてのお尋ね（計算明細書）」 ② 売買契約書（謙渡の時及び取得の時に作成したもの）の写し及び取得費及び謙渡費用等の領収書の写し ※売買契約書には、所定の印紙を必ず貼付して下さい。 ③ 「本年分の所得税の確定申告書（一般用）」</p>
13. 保証債務を履行するために資産を謙渡した場合	<p>① 「保証債務の履行のための資産の謙渡に関する計算明細書」 ② 保証契約等の内容を明らかにする書類 ※資産の登記簿謄本・保証契約書等 ③ 保証債務の履行を示す領収書等 ④ 求償権の行使が不能であることを示す書類 ※主たる債務者の財産目録、収入明細書、会計決算書、清算・解散に関する書類等</p>
14. 相続財産を相続税の申告期限後3年以内に謙渡した場合	<p>① 「相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書」 ② 相続税の申告書の写し（該当する書類のみで結構です。） イ.相続税の申告書（第1表） ロ.相続税の申告書（第11表—相続税がかかる財産の明細書） ハ.相続税の申告書（第14表—純資産価額に加算される贈与財産価額の明細書） ※修正申告書を提出している場合には、修正申告書第1表、第11表及び第14表の写し</p>
15. 株式等を謙渡した場合	<p>① 「株式等に係る謙渡所得等の金額の計算明細書」</p>